



令和7年度

市税のQ & A

しづおかし

はじめに

静岡市は、生活に豊かな恵みを与える中山間地域をはじめとした自然環境、利便性の高い都心部、さらには固有の歴史、文化、産業など、世界中の魅力ある都市にも決して引けを取らない、数多くの貴重な地域資源を有しています。これらの強みを活かして、人口や産業が過度に集積し時間の流れが急速に進む大都市ではなく、一定の経済力を有しながら、経済、社会、環境が調和した、世界の中で存在感を示す都市を目指していくため、「『世界に輝く静岡』の実現」を目標とするまちづくりを進めています。

一方で、人口減少に伴い財政の厳しさが増す中、質の高い行政サービスを維持するためには、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、適正な財政運営を図ることが不可欠です。市では、効率的な予算執行や新たな財源確保による健全な財政運営を推進するとともに、公共施設の長寿命化や総資産量の適正化による効果的なアセットマネジメント、民間活力を積極的に活用した公民連携による行政サービスの充実を図っています。

このような中において、皆様に納めていただく市税は、市政運営の要となる貴重な財源のひとつです。本冊子を通じて、税に関する理解を深めていただくとともに、なお一層の納税へのご協力をよろしくお願いします。

目次

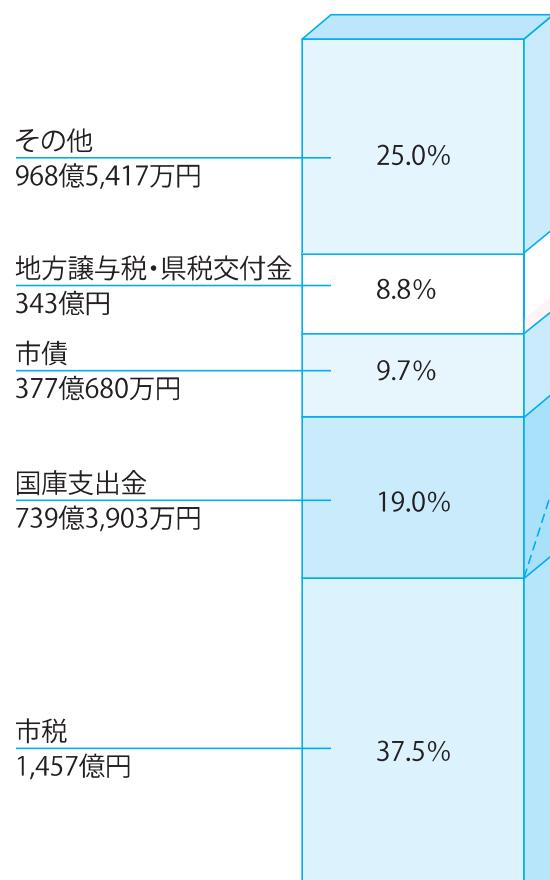
●市税のデータ	
◆市税の総額はいくら	1
◆市税のつかいみち	2
●市税Q & A ーご質問にお答えします。ー	
◆市民税・県民税	
①他の市町村とくらべると	3
②市民税・県民税と所得税の違いは	4
③市民税・県民税の納税方法は	5
④市外へ転出したときの市民税・県民税は	6
⑤退職したときの納税方法は	7
⑥会社を辞めたら、市民税・県民税納税及び税額決定通知書が届いたが	8
⑦パート収入と市民税・県民税の関係は	9-11
⑧19歳以上23歳未満の非課税限度額と扶養内収入について	12-13
⑨市民税・県民税の公的年金所得に係る特別徴収制度とは	14-15
◆固定資産税	
⑩土地、家屋を売却したときは	16
⑪住宅を取り壊したのに固定資産税が上がったのは	17
⑫分譲マンションの固定資産税は	18
⑬新築4年目に急に固定資産税が上がったのは	19
⑭認定長期優良住宅を新築する場合に、固定資産税の減額はあるの	20
⑮家屋の評価は年々下がるのでは	21
⑯住宅の耐震改修をした場合に固定資産税の減額はあるの	22
⑰住宅のバリアフリー改修をした場合に固定資産税の減額はあるの	23
⑱住宅の省エネ改修をした場合に固定資産税の減額はあるの	24
⑲償却資産について	25
⑳償却資産の申告用書類が届いたが	26
㉑償却資産の申告は	27
㉒固定資産税の課税内容を確認するには	28

◆軽自動車税種別割	
②③廃車または名義変更の手続きは4月1日までに	29
②④軽自動車税種別割には月割りで計算する課税制度があるの <small>けい ジェンクス</small>	30
②⑤軽JNKSとは	31
②⑥特定小型原動機付自転車について	32
◆市税証明	
②⑦証明窓口でとれる証明は	33
②⑧市税の証明はだれでもとれるの	34
②⑨市税に関する証明書のコンビニ交付について	35
◆納税	
③⑩年度途中でも口座振替の申込みができるの	36-38
③⑪口座振替にしているはずなのに	39
③⑫振替ができなかつたときの納付方法は	40
③⑬スマートフォンでキャッシュレス決済をしたい	41
③⑭納期限までに納められないが	42
③⑮納付してあるのに督促状がきた	43
③⑯市税SMSによる納付催告がきた	44
③⑰滞納しているが、このまま納めないとどうなる	45
③⑱私の承諾なしに差し押さえられたが	46
●課税のしくみ	
◆静岡市の市税	47
◆市民税(個人市民税・法人市民税)	48-49
◆固定資産税	49
◆軽自動車税(種別割・環境性能割)	50
◆市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税	51
◆入湯税、事業所税、都市計画税	52
◆市街化区域農地の宅地並み課税	53
●ことしの税額はいくら	
◆市民税・県民税	
市民税・県民税の計算例	54
市民税・県民税と所得税の税率及び主な所得控除等	55-57
令和7年度の市民税・県民税が課税されない人	57-58
令和8年度の市民税・県民税の申告	58
◆軽自動車税	
令和7年度の軽自動車税(種別割・環境性能割)税率	59-61
◆固定資産税	
固定資産税の計算例	62-64
●自主納税について	
市税は納期内に納めましょう	65-68
●市税等納期限一覧表	69
●税からのお知らせ	
最近の主な制度改正のあらまし	70
市税の電子申告(eLTAX)	71
●お問合せ先他	
市税等のお問合せ先	72-73
支所・市民サービスコーナーの所在地	74-75

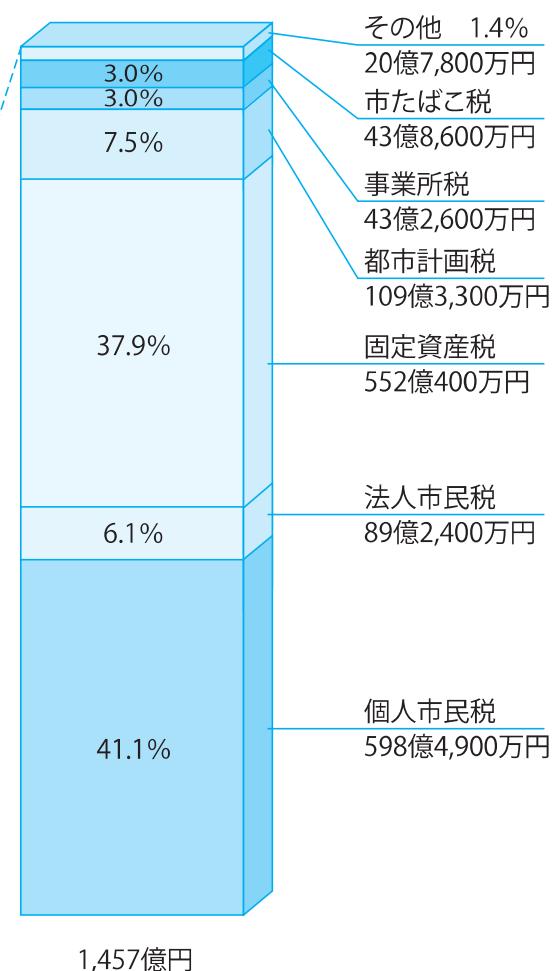
市税の総額はいくら

令和7年度一般会計における歳入は、3,885億円を見込んでおり、このうち37.5%の1,457億円が市税によるものです。これらの市税は静岡市の重要な財源となっており、市民の皆さんのからしを維持・発展させるための原動力となっています。

市の歳入のうちわけ



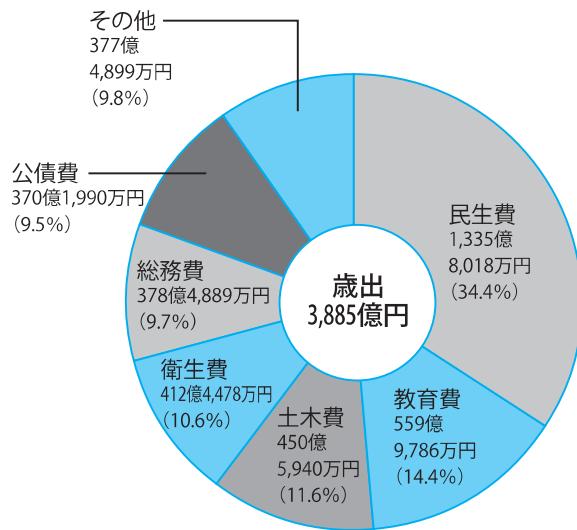
市税のうちわけ



市税のつかいみち

令和7年度一般会計における歳出の内訳は、右の円グラフのとおりです。

市民の皆さんに納めていただいている市税がどのように使われているか、歳出の総額を1万円に換算して表すと、下の棒グラフになります。



民生費 高齢者や児童、障害者などの社会福祉のために 3,438円	教育費 校舎の建設、教育振興、文化振興のために 1,441円	土木費 道路や橋、住宅などの整備のために 1,160円	衛生費 ゴミ・し尿処理など健康を守るために 1,062円	総務費 戸籍・住民登録や市役所の運営のために 974円	公債費 市が借りたお金を返すために 953円	その他 市が借りたお金を返すために 972円
10,000円						



ご質問にお答えします。

I 他の市町村とくらべると

Q

静岡市は、他の市町村とくらべて市民税・県民税が高いということはありませんか。

A

市民税・県民税には、納税者の所得金額に応じて負担する「所得割」と納税者が均等の額を負担する「均等割」があり、いずれも標準税率が定められています。市町村や都道府県が税率を定める場合には、通常、標準税率によることとされていますので、所得や控除の状況が同じであれば、原則として、市町村間で税額に差が生じることはありません。

ただし、財政上その他の必要がある場合には、この標準税率を超える税率を定めること(超過課税)ができることがあります。静岡県では、「森林づくり県民税」を導入しています。

なお、静岡市の市民税については、いずれも標準税率で課税しています。

※税率については「P54」参照

・・・・・・・・・・・・・・・・ 森林づくり県民税 ・・・・・・・・・・・・

荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源のかん養などの「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として平成18年度から導入された超過課税で、個人の場合は、県民税均等割に400円が上乗せされています。

ご質問にお答えします。

2

市民税・県民税と所得税の違いは

Q

市民税・県民税と所得税は、どちらも個人の所得に課税されると聞いていますが、どのような点が違うのでしょうか。

A

市民税・県民税と所得税の違いで、主なものは次のとおりです。

	市民税・県民税	所得税
税金の歳入先	市及び県の歳入になります。	国の歳入になります。
いつの所得に課税されるか	令和7年度市民税・県民税は、令和6年中の所得をもとに課税されます。(前年課税)	令和6年分所得税は、令和6年中の所得に課税されます。(現年課税)
均等割	市民税3,000円(標準税率) 県民税1,400円 (注1)	均等割に相当する制度は、ありません。
税率	市民税8% 県民税2% (注2)	5%から45%までの7段階
賞与(ボーナス)からの徴収	行いません。	支払い額に応じた税額が支払いのたびに徴収されます。
年末調整	前年中の所得を元に、あらかじめ市町村で計算した金額が税額となるため、年末調整は行いません。	毎月の給与及び賞与(ボーナス)から徴収した税額と、年間を通じた所得総額から計算した税額との差額を年末調整で精算します。

(注1) 令和6年度から、国税である森林環境税(1,000円)が市民税・県民税均等割と合わせて課税されています。

また、県民税均等割1,400円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。

(注2) 指定都市以外の市では、市民税6% 県民税4%

※主な所得控除の違いは「P55、P56」参照

ご質問にお答えします。

3

市民税・県民税の納税方法は

市税Q & A

Q

市民税・県民税は、どのような方法で納税するのでしょうか。

A

納税の方法は、「普通徴収」と「特別徴収」があります。

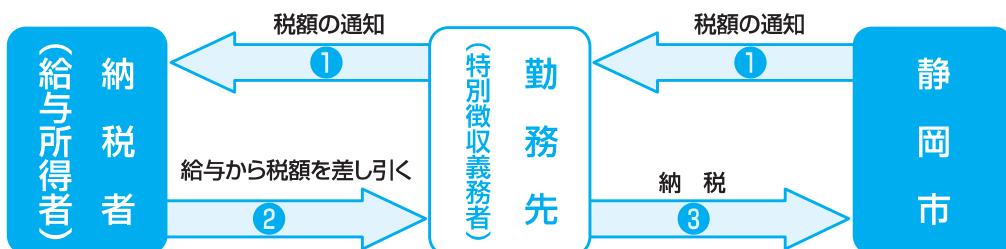
普通徴収とは、申告書を提出した事業所得者(納税者)などに、静岡市から送付される税額の通知(市民税・県民税納税及び税額決定通知書)によって、納期限までに納税していただく方法です。

■納期限

	1期	2期	3期	4期
納期限	6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

特別徴収とは、勤務先から提出された給与支払報告書等にもとづいて計算した税額を、①静岡市が勤務先を通じて給与所得者(納税者)に通知し、②勤務先ではその税額を6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き、③これをとりまとめて納税していただく方法です。



このほかに、公的年金所得に係る特別徴収（公的年金からの引き落とし）があります。

※公的年金所得に係る特別徴収については「P14、15」参照

4

ご質問にお答えします。

市外へ転出したときの 市民税・県民税は

Q

私は令和7年10月に静岡市からA市に引っ越し予定です。静岡市から令和7年度の市民税・県民税納税及び税額決定通知書が送られてきていますが、引っ越し後も静岡市に市民税・県民税を納めなければならないのでしょうか。

A

市民税・県民税は、その年の1月1日現在居住していた市町村で、その年度分が課税されます。したがって、あなたの場合は令和7年1月1日には静岡市に居住していたわけですから、その後にA市に引っ越しをされても令和7年度の市民税・県民税は静岡市に全額を納めていただくことになります(A市では課税されません。)。



ご質問にお答えします。

5

退職したときの 納税方法は

Q

私は会社員で、市民税・県民税は給与天引きで納めていますが、退職した場合はどのように納付するのでしょうか。

A

市民税・県民税の給与天引き(特別徴収)は、前年中の所得をもとに計算した税額を6月から翌年の5月にかけて、勤務先を通じて納めていただくものです。退職した場合は、それ以降の給与天引きができなくなりますので、残りの税額を次のように納めていただきます。

●12月31日までに退職の場合

静岡市からあなたにお送りする市民税・県民税納税及び税額決定通知書で、普通徴収により納めていただくことになりますが、勤務先に申し出ていただければ、最終の給与又は退職金から一括徴収することもできます。

●1月1日以降に退職の場合

勤務先で、最終の給与又は退職金から5月分までの未徴収分を一括徴収されることになっています。

※特別徴収・普通徴収については「P5」参照

6

ご質問にお答えします。

会社を辞めたら、市民税・県民税 納税及び税額決定通知書が届いたが

Q

私は令和6年12月に会社を辞め、現在無職です。在職中は市民税・県民税を給与天引きで納めていました。

しかし、先日私あてに令和7年度の市民税・県民税納税及び税額決定通知書が届きました。この市民税・県民税は納めなければならないのでしょうか。

A

市民税・県民税は、前年中の所得に基づいて課税されます。あなたには、令和6年中に所得があったので、令和7年度の市民税・県民税が課税されます。

そして、退職により給与天引きができなくなったため、あなたあてに市民税・県民税納税及び税額決定通知書をお送りしたものです。

よって、現在の所得の有無にかかわらず、令和7年度の市民税・県民税はお納めいただくことになります。



ご質問にお答えします。

7

パート収入と市民税 ・県民税の関係は

Q

私にはパート以外に収入がなく、私の夫には静岡市で市民税・県民税が課税されています。

私のパート収入がいくらまでであれば、税金が課税されないのでしょうか。また、パート収入がどれくらいであれば、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるのでしょうか。

A

まず、あなたの税金については、パートの年間収入が96万5千円以下であれば市民税・県民税が、103万円以下であれば所得税(国税)が、それぞれ非課税となります。

次に、所得控除については、あなたのパートの年間収入が103万円以下であれば配偶者控除^(注1)の適用を、103万円を超え201万6千円未満であれば配偶者特別控除^(注2)の適用を受けることができます。^(注3)

なお、令和7年度税制改正により、令和7年分(令和8年度市民税・県民税)以後、これらの金額に変更が生じます。

※金額の詳細については「P10、11」参照

(注1)配偶者控除は、配偶者(青色事業専従者及び事業専従者は除く。)の前年の合計所得金額が48万円※(給与収入額で103万円)以下の人々に適用されます。

(注2)配偶者特別控除は、配偶者(青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く。)の前年の合計所得金額が48万円を超え133万円※(給与収入額で103万円を超え201万6千円未満)以下の人々に適用されます。また、夫が受けられる控除は、あなたの収入が多いほど、控除の額が減る仕組みになっています。

(注3)配偶者控除・配偶者特別控除とともに、夫の合計所得金額が900万円(給与収入額で1,095万円)を超えると、控除の額が減る仕組みになっており、1,000万円(給与収入額で1,195万円)を超えると控除の適用を受けることができません。

令和6年分(令和7年度市民税・県民税)まで

パートの年間収入	あなたの税金		夫に適用される所得控除	
	市民税・県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
96万5千円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
96万5千円超103万円以下				
103万円超201万6千円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
201万6千円以上				受けられない

令和7年度税制改正に伴い、給与所得控除の最低保障額や合計所得金額に応じた基礎控除額の引上げのほか、扶養控除の対象となる扶養親族の所得要件の引上げが行われました。
 これらの改正の結果、上表が以下のように改められます。

令和7年分(令和8年度市民税・県民税)から

パートの年間収入	あなたの税金		夫に適用される所得控除	
	市民税・県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
106万5千円以下	かからない		受けられる	受けられない
106万5千円超123万円以下		かからない		
123万円超160万円以下	かかる			受けられる
160万円超201万6千円未満		かかる	受けられない	
201万6千円以上				受けられない

(注)上表は令和7年中の所得を前提としたものであり、令和8年分以降の所得については今後の税制改正により変更になる場合があります。

■個人の市民税・県民税における配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

		給与所得者の合計所得金額(注1) (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与収入金額(注3)	
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超) (1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超) (1,195万円以下)	～令和7年度	令和8年度～
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円(58万円)以下(注2)	33万円	22万円	11万円	103万円以下	123万円以下
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円(58万円)超 100万円以下(注2)	33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下	123万円超 165万円以下
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下	165万円超 170万円以下
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	160万円超 166万8千円未満	170万円超 175万円以下
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	166万8千円以上 175万2千円未満	175万円超 180万円以下
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	175万2千円以上 183万2千円未満	180万円超 185万円以下
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	183万2千円以上 190万4千円未満	185万円超 190万円以下
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	190万4千円以上 197万2千円未満	190万円超 197万2千円未満
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	197万2千円以上 201万6千円未満	
	133万円超	0円	0円	0円	201万6千円以上	

(注1)給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(注2)令和8年度分の課税から、配偶者控除における配偶者の合計所得金額要件が「48万円以下」から「58万円以下」に改められます。

(注3)給与所得控除の見直しに伴い、所得金額に対する給与収入金額に変更が生じます。

8

ご質問にお答えします。

19歳以上23歳未満の非課税 限度額と扶養内収入について

Q

私は19歳以上23歳未満でアルバイト以外に収入がなく、私の親に扶養されています。また、親は静岡市で市民税・県民税が課税されています。

令和7年中の私のアルバイト収入について、いくらまでであれば税金が課税されないのでしょうか。またいくらまでであれば、親が扶養控除や特定親族特別控除が受けられるのでしょうか。

A

まず、あなたの税金については、アルバイトの年間収入が106万5千円以下であれば市民税・県民税が非課税となります。

次に、あなたを扶養している方の所得控除については、あなたのアルバイトの年間収入が123万円以下であれば扶養控除を、123万円超188万円以下であれば特定親族特別控除を受けることができます。

アルバイトの年間収入	あなたの税金		親に適用される所得控除	
	市民税・県民税	所得税	扶養控除	特定親族特別控除
106万5千円以下	かからない		受けられる	受けられない
106万5千円超123万円以下		かかる		
123万円超160万円以下				受けられる
160万円超188万円以下		かかる	受けられない	
188万円超				受けられない

(注1)特定親族特別控除は令和7年分所得税(令和8年度市民税・県民税)から創設された控除です。令和6年分までは適用になりませんのでご注意ください。

(注2)上表は令和7年中の所得を前提としたものであり、令和8年分以降の所得については今後の税制改正により変更になる場合があります。

区分	親族等の合計所得金額(給与収入換算値)	控除額	
		所得税	住民税
特定扶養親族	58万円以下(123万円以下)		
特定親族特別控除	58万円超85万円以下(123万円超150万円以下)	63万円	45万円
	85万円超90万円以下(150万円超155万円以下)	61万円	
	90万円超95万円以下(155万円超160万円以下)	51万円	
	95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	41万円	
	100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円	
	105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	21万円	
	110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	11万円	
	115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	6万円	
	120万円超123万円以下(185万円超188万円以下)	3万円	

9

ご質問にお答えします。

市民税・県民税の公的年金所得に 係る特別徴収制度とは

Q

市民税・県民税の公的年金所得に係る特別徴収の制度について教えてください。

A

公的年金所得に係る特別徴収制度とは、年金保険者（日本年金機構など）が、静岡市からの通知に基づいて公的年金の支給月に支給される年金から税額を差し引き、これをとりまとめて納める制度をいいます。納税者の皆さんには毎年6月中旬に市民税・県民税納税及び税額決定通知書をお送りし、税額などをお知らせします。



●対象者は?

令和6年内に一定の公的年金を受給した方で、令和7年4月1日現在において年額18万円以上の一定の公的年金を受給している65歳以上の方のうち、令和7年度に公的年金等(厚生年金基金等を含んだ年金受給額の総額)に係る市民税・県民税所得割・均等割の納税義務のある方が対象となります。

なお、納税者本人の意思による徴収方法の選択は認められません。

※「一定の公的年金」とは、国民年金法による老齢基礎年金及び昭和60年改正前の旧厚生年金保険法等による老齢・退職年金をいいます。

●税額は?

公的年金等に係る市民税・県民税所得割・均等割額及び森林環境税の合計額となります。年金所得以外の所得は、対象となりません。

また、公的年金の特別徴収税額通知書の送付については、毎年6月中旬となります。

●徴収月、徴収方法は?

基本的な徴収月は、公的年金の支給月である4・6・8・10・12・2月で年6回の納付となります。

特別徴収は、公的年金の支給月である4、6、8、10、12、翌年2月の年6回で行われますが、初めて対象となる方、前年度に特別徴収が中止された方については、4～8月の3回分の相当額を普通徴収の方法により納付いただくこととされています。

また、翌年4～8月分は次年度分の仮特別徴収として、今年度の公的年金等に係る特別徴収税額の半分を3回に分けて各月の公的年金から差し引くこととされています。

例) 令和6年度に初めて特別徴収される年税額が48,000円、令和7年度の年税額が60,000円の場合

【令和6年度(初年度)】

普通徴収		公的年金からの特別徴収		
1期 (6月)	2期 (8月)	10月	12月	2月
12,000円	12,000円	8,000円	8,000円	8,000円
24,000円 (年税額÷2)×1/2(各期)		24,000円 (年税額-普通徴収税額)×1/3(各月)		

【令和7年度(次年度)】

公的年金からの特別徴収					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,000円	8,000円	8,000円	12,000円	12,000円	12,000円
24,000円 前年度の年税額×1/2 (仮徴収税額)×1/3(各月)			36,000円 (年税額-仮徴収税額)×1/3(各月)		

●仮徴収税額の算定方法の見直し

特別徴収税額の平準化(仮徴収税額と本徴収税額の差を少なくすること)を図るため、平成29年4月以降に実施する仮徴収税額から、前年度の公的年金分に係る税額の1/2の額を3回に分けた額に変更されました。

ご質問にお答えします。

Q

土地、家屋を 売却したときは

Q

今年の3月に土地と家屋を売却し、移転登記も済ませました。この場合、今年度分の固定資産税はだれが納めることになるのでしょうか。

A

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人に課税されることになっています。3月に売却済みであっても、今年の1月1日現在の登記簿にあなたの名義で登録されていれば、今年度分の固定資産税の納税義務者はあなたということになります。

● ● ● ● ● 不動産(土地・家屋)に関する税金 ● ● ● ● ●

このようなときには、この税金がかかります。

取得した場合	登記した場合	所有している場合	譲渡した場合
不動産取得税(県税)	登録免許税(国税)	固定資産税(市税)	所得税(国税)
相続税(国税)		都市計画税(市税)	県民税(県税)
贈与税(国税)		特別土地保有税(市税)	市民税(市税)
特別土地保有税(市税)			
消費税(国税)			

※特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われません。

ご質問にお答えします。

II

住宅を取り壊したのに 固定資産税が上がったのは

Q

昨年10月に古い住宅を取り壊し駐車場にしたところ、昨年度に比べて土地の固定資産税が高くなりましたが、どうしてでしょうか。

A

住宅の建っている土地には、下記のとおり課税標準の特例が設けられています。この特例は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によることとなっていますが、あなたの場合、昨年中に住宅を取り壊したことにより、今年度は住宅用地の特例が受けられなくなったためです。

■住宅用地(家屋の床面積の10倍まで)に対する課税標準の特例(住宅一戸当たり)

区分	固定資産税	都市計画税
200m ² 以下の土地	評価額×1／6	評価額×1／3
200m ² より 大きい土地	200m ² 分	評価額×1／6
	200m ² を 超える分	評価額×1／3
住宅の建っていない土地	特例なし ^(注)	

(注)既存の住宅に替えて同一敷地に住宅を建設中で一定の要件を満たす土地については、住宅用地の特例が受けられます。

ご質問にお答えします。

12

分譲マンションの 固定資産税は

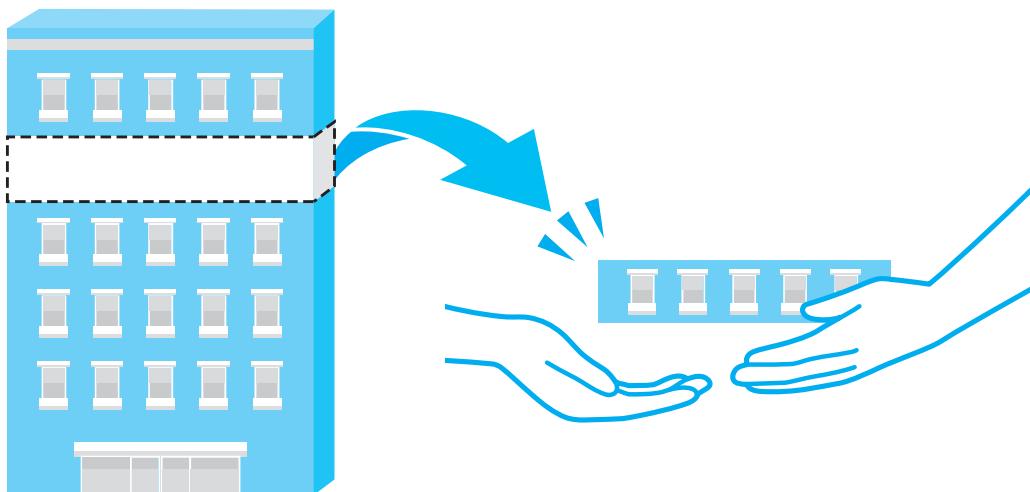
Q

分譲マンション(敷地の所有権付)を所有していますが、固定資産税はどのように課税されていますか。

A

土地については、そのマンションの敷地全体の税額を算出し、敷地に対する持分の割合によってあん分した額が課税されます。

家屋については、建物全体(一棟の家屋及び附属家屋)を一括で評価のうえ、各専有部分の床面積に、廊下・階段等の共用部分を専有部分の床面積の割合に応じてあん分した面積を加え、税額を算出します。なお、平成29年1月2日以後に新築された、高さが60mを超える「居住用超高層建築物」については、上階になるほど税額が上がり、下階になるほど税額が下がるように補正が行われます。(一棟全体の固定資産税総額は変わりません。)



ご質問にお答えします。

Q
13

新築4年目に急に 固定資産税が上がったのは

市税Q & A

Q

木造2階建住宅を新築して今年で4年目になりました。ところが、昨年度までに比べて急に家屋の固定資産税が高くなりましたが、どうですか。

A

新築住宅の場合、一定の床面積要件を満たしていると、新築後の一定期間に限り、固定資産税額が1/2減額されます。あなたの場合、木造2階建住宅ですので3年度分の適用期間が昨年度で終了したことによるものです。

●減額される期間（認定長期優良住宅については「P20」参照）

ア 一般の住宅（イ以外の住宅）…………… 新築後3年度分

イ 3階建以上の中高層耐火建築物である住宅… 新築後5年度分

※減額対象床面積は、1戸当たり120m²までです。

※土砂災害特別警戒区域等（災害レッドゾーン）区域内で、都市再生特別措置法に基づく市町村長が行った勧告に従わないで建設された住宅は、減額の適用対象から除外されます。

●令和7年度課税分から減額措置の適用がなくなる住宅

◎令和3年1月2日から令和4年1月1日までに新築された一般の住宅（減額期間3年度分）

◎平成31年1月2日から令和2年1月1日までに新築された3階建以上の中高層耐火建築物である住宅（減額期間5年度分）

ご質問にお答えします。

14

認定長期優良住宅を新築する場合に、固定資産税の減額はあるの

Q

長期優良住宅を新築しようとしていますが、固定資産税の減額はありますか。

A

長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合、新築後の一定期間に限り、固定資産税額が1/2減額されます。

制度の適用を受けるためには、適用を受けようとする家屋を新築した年の翌年の1月31日までに固定資産税課(葵・駿河区資産分)又は清水市税事務所(清水区資産分)へ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第6条、第9条、又は第13条に規定する通知書の写しを添付したうえで、「長期優良住宅申告書」を提出することが必要になります。(都市計画税については適用されません。)

●減額を受けるための条件

令和8年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅で一定の床面積要件を満たすもの。

●減額される期間

ア 一般の住宅(イ以外の住宅)……………新築後5年度分

イ 3階建以上の中高層耐火建築物である住宅…新築後7年度分

※減額対象床面積は、1戸当たり120m²までです。

ご質問にお答えします。

15

家屋の評価は年々下がるのでは?

市税Q&A

Q

固定資産税は3年ごとに評価替えを行うということですが、家屋の場合、年々古くなりますので当然評価額も下がるのでしょうか。

A

家屋の評価額は、同一の建物を同一の場所へ新築した場合に必要とされる建築費(「再建築価格」といいます。)に、建築後古くなっていくこと等を考慮した減価率を掛けて求めることになります。

したがって、評価替えのときの再建築価格の上昇率が減価率を上回っている場合には、建物は古くなても評価額は上がり、その逆ならば、下がることになります。

ただし、評価額が上がれば税額も高くなってしまいますので、評価額が上がる場合には、前年度の評価額をそのまま据え置くことになっています。



ご質問にお答えします。

16

住宅の耐震改修をした場合に 固定資産税の減額はあるの

Q

現在住んでいる住宅の耐震改修を計画していますが、固定資産税が減額されるような制度はありませんか。

A

既存住宅を耐震改修工事した場合には、翌年度分の固定資産税額が1/2(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3)減額されます。

制度の適用を受けるためには、改修工事が完了した日から3か月以内に、固定資産税課(葵・駿河区資産分)又は清水市税事務所(清水区資産分)へ、耐震改修に要した費用を証する書類及び耐震改修後の家屋が建築基準法に基づく耐震基準等を満たすことを証する書類を添付したうえで、「耐震基準適合住宅申告書」又は「特定耐震基準適合住宅申告書」を提出することが必要となります。

なお、この減額措置は、工事が完了した年の翌年度分の家屋に対してかかる固定資産税について適用されます。(都市計画税については適用されません。)

●減額を受けるための条件

- 昭和57年1月1日以前から所在し、令和8年3月31日までの間に、1戸当たり50万円を超える耐震改修工事が行われた住宅であること。
- 現行の耐震基準に適合させる改修工事であること。

※減額対象床面積は、1戸当たり120m²までです。

ご質問にお答えします。

17

住宅のバリアフリー改修した場合に 固定資産税の減額はあるの

Q

70歳の父が住んでいる住宅にバリアフリー改修を行おうと検討していますが、固定資産税が減額されるような制度はありませんか。

A

既存住宅をバリアフリー改修工事した場合には、翌年度分の固定資産税額が1/3減額されます。

制度の適用を受けるためには、改修工事が完了した日から3か月以内に、固定資産税課(葵・駿河区資産分)又は清水市税事務所(清水区資産分)へ、必要書類を添付したうえで、「高齢者等居住改修住宅申告書」を提出することが必要になります。

なお、この減額措置は、工事が完了した年の翌年度分の家屋に対してかかる固定資産税について適用されます。(都市計画税については適用されません。)

●減額を受けるための条件

- ・新築してから10年以上経過し、令和8年3月31日までの間に、自己負担額が1戸当たり50万円を超えるバリアフリー改修工事が行われた住宅であること。(貸家を除く。)
- ・改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であること。
- ・65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、地方税法施行令第7条で規定する障がい者の方のいずれかの方が居住していること。
- ・バリアフリー改修は以下のいずれかの工事であること。
①通路または出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和
③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤通路の改良(手すり設置、床材難滑化)

※減額対象床面積は、1戸当たり100m²までです。

ご質問にお答えします。

18

住宅の省エネ改修をした場合に 固定資産税の減額はあるの

Q

住宅に省エネ改修を行おうと検討していますが、固定資産税が減額されるような制度はありませんか。

A

既存住宅を省エネ改修工事した場合には、翌年度分の固定資産税額が1/3(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3)減額されます。

制度の適用を受けるためには、改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、固定資産税課(葵・駿河区資産分)又は清水市税事務所(清水区資産分)へ、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書等を添付したうえで、「熱損失防止改修住宅等申告書」又は「特定熱損失防止改修住宅等申告書」を提出することが必要になります。

なお、この減額措置は、工事が完了した年の翌年度分の家屋に対してかかる固定資産税について適用されます。(都市計画税については適用されません。)

●減額を受けるための条件

- 平成26年4月1日以前から所在し、令和8年3月31日までの間に、1戸当たり60万円を超える省エネ改修工事が行われた住宅であること。(貸家を除く。)
 - 改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であること。
 - 省エネ改修は以下の工事のうち①を含む工事(外気等と接するものの工事に限る。)であること。
 - ①窓の改修工事(二重サッシ化・複層ガラス化など)
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
 - ⑤エネルギー消費量削減に資する設備(太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システム)の導入
 - 上記①から⑤までの改修工事により、それぞれの部位が現行省エネ基準に新たに適合することになること。
- ※減額対象床面積は、1戸当たり120m²までです。

ご質問にお答えします。

19

償却資産について

Q

償却資産について教えてください。

A

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などの事業用資産をいいます（※土地・家屋は除く）。

- ①構築物（へい・フェンス・構内舗装・駐車場舗装・広告塔など）
- ②機械及び装置（旋盤・ボール盤・印刷機・製茶機・太陽光発電設備など）
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両及び運搬具（大型特殊自動車・構内運搬車・台車など）
- ⑥工具、器具、備品（測定工具・パソコン・エアコン・机・いすなど）

たとえばミシンを家庭用として使用している場合には課税の対象となりませんが、事業用として使用している場合は課税対象となります。

ご質問にお答えします。

20

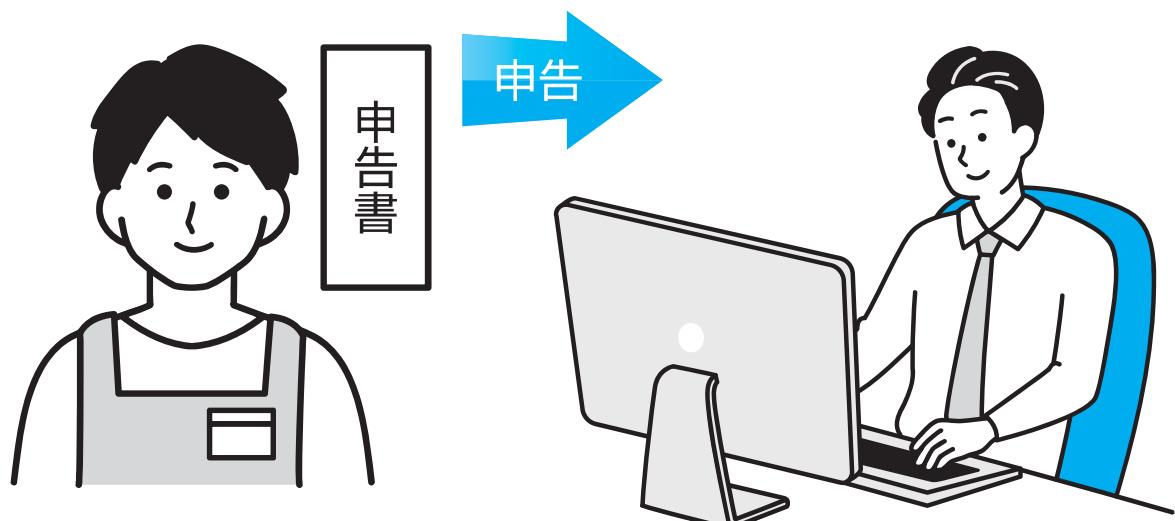
償却資産の 申告用書類が届いたが

Q

償却資産の申告用書類はどんな人に送られてくるのですか。
また、送られてこない人は申告をしなくてよいのですか。

A

申告用書類は、市内において既に事業を営んでいるか、新規に開業した法人及び個人に送付されます。また、申告用書類が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人及び個人は、それらの資産が所在する市(区)へ必ず申告しなければなりません。
なお、静岡市の場合は、償却資産の所在する区ごとに申告書を作成し、固定資産税課へ申告してください。



ご質問にお答えします。

21

償却資産の申告は

Q

税務署へ確定申告をしていますが、静岡市へ償却資産の申告もしなくてはならないのですか。

A

税務署へ確定申告している人でも、償却資産が所在する区ごとに申告書を作成し、静岡市(固定資産税課)へ申告してください。税務署への申告は、国税に関するものであり、市への申告は固定資産税(市税)に関するものです。



ご質問にお答えします。

22

固定資産税の課税内容を確認するには

Q

固定資産税の課税内容を確認するにはどのような方法がありますか。

A

●課税明細書によりご確認ください。

固定資産税の課税内容は、納税通知書とあわせてお送りする「課税明細書」で確認することができます。

■記載事項

土 地	所在、地番、地目、地積、価格、前年度課税標準額、課税標準額、税相当額等
家 屋	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年月、価格、課税標準額、税相当額、軽減税額等

●閲覧・証明制度をご利用ください。

納税義務者が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を閲覧することや、記載された事項の証明書の交付を受けることができるよう閲覧・証明制度があります。

対象者	納税義務者、借地・借家人等
時 期	特に期間はありません。
手数料	有料(縦覧期間中に納税義務者が閲覧する場合は無料です。)

●縦覧制度について

納税者が自己の土地・家屋の評価額が適正であるか同一区内の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

対象者	納税者及びその委任を受けた者
時 期	4月1日から第1期納期限まで(土日祝除く)
手数料	無料

ご質問にお答えします。

23

廃車または名義変更の手続は4月1日までに

市税Q&A

Q

今年3月に、友だちにバイクを譲りました。今年の軽自動車税種別割は、だれが納めることになるのでしょうか。

A

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。したがって、今年の軽自動車税種別割は、4月1日^(注)までに名義変更の手続きをしてあれば、あなたのお友だちにかかりますが、手続きをしていなければ、あなたにかかることになります。廃車などの手続きも4月1日^(注)までに行えば税金がかかりません。

(注)自動車税種別割(県税)の対象となる普通車等は、3月末日となります。

■登録・廃車などの申告手続き先

車種	申告手続き先
原動機付自転車 (125ccまでのもの) 小型特殊自動車 特定小型原動機付自転車	市民税課： 軽自・諸税係(葵区追手町5-1) 電話 221-1218 井川支所 駿河税務センター 長田支所 清水市税事務所： 証明・原付登録窓口(清水区旭町6-8) 電話 354-2071 蒲原支所 電話 385-7770
軽二輪車 (125cc超250ccまで) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	中部運輸局静岡運輸支局(駿河区国吉田二丁目4-25) 電話 050-5540-2050
軽三・四輪車	軽自動車検査協会静岡事務所(駿河区国吉田一丁目1-26) 電話 050-3816-1776

ご質問にお答えします。

24

軽自動車税種別割には月割りで計算する課税制度があるの

Q

今年3月末に購入した400ccのバイクを4月末に廃車しましたが、わずか1か月しか乗っていませんので12分の1に減額されるのでしょうか。

A

軽自動車税種別割は、自動車税種別割(県税)と異なり、月割りで計算するような課税制度がありませんので、たとえ1か月しか所有していないくとも全額を納めていただかなければなりません。

軽自動車税種別割は、税額が自動車税種別割に比較して低く定められており、所有者の大きな負担にならないこと、また、月割り制度による徴税コスト増などを考慮した結果、月割り制度は昭和56年度に廃止されました。



ご質問にお答えします。

25

けい ジェンクス

軽JNKSとは

市税Q&A

Q

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)について教えてください。

A

軽JNKSとは、令和5年1月から開始された軽自動車税種別割の車両ごとの納付情報を、全国の軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムのことです。

軽三・四輪車及び被けん引車の継続検査(車検)の際に必要であった納税証明書の提示が、軽JNKSにより原則不要となりました。令和7年4月からは、車検のある二輪車(排気量250ccを超えるもの)も納税証明書の提示が原則不要となりました。

ただし、納付してから軽JNKSに情報が登録されるまで、一定の期間がかかります。そのため、納付後すぐ、または、5月31日から6月中旬の間に車検を受けたい場合は、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで納付を行い、納税通知書に添付されている納税証明書をご利用ください。(納税証明書欄がない納付書の場合は、納付後に領収証書を持参の上、車検用納税証明書の交付を証明窓口(P33)にて受けてください。)

また、車の標識番号を変更したなど直前の課税がない車両について車検を受ける場合は、車検証を持参の上、納税証明書の交付を証明窓口(P33)で受けてください。

ご質問にお答えします。

26

特定小型原動機付 自転車について

Q

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を購入しましたが、軽自動車税(種別割)の登録申告が必要ですか?

A

電動キックボードを所有している場合は、「特定小型原動機付自転車」または「一般原動機付自転車」として登録する必要があります。

以下の要件をすべて満たす電動キックボードは、「特定小型原動機付自転車」に分類されます。

1. 原動機の定格出力は0.6kW以下
2. 車体は長さ190cm以下、幅60cm以下
3. 時速20Kmを超える速度が出ない

※要件を満たさない場合は、「特定小型原動機付自転車」には該当しないため、一般原動機付自転車として登録する必要があります。

※登録手続きについては「P29」参照

●税額

毎年4月1日時点で、「特定小型原動機付自転車」を所有している方は、軽自動車税種別割(年額2,000円)が課税されます。

ご質問にお答えします。

27

証明窓口で とれる証明は

市税Q&A

Q

証明窓口で扱っている証明はどんなものがありますか。
また、手数料はそれぞれいくらですか。

A

証明・閲覧をご希望の方は、市民税課市税証明係、駿河税務センター又は清水市税事務所証明・原付登録窓口までお越しください。なお、一部の証明は、各支所・市民サービスコーナーでも申請できます。

※支所・市民サービスコーナーは「P74~75」参照

各支所、市民サービスコーナーで申請できる証明

<証明・閲覧の種類と手数料>

区分	内訳	手数料	備考
●課税・納税に関する証明	市民税・県民税課税(所得)証明書 納税証明書	300円	1税目1年度分につき
	軽自動車税種別割納税証明書 (継続検査用)	無料	—
●法人等所在証明書		300円	1件につき
◆土地・建物に関する証明	固定資産課税台帳登録事項証明書 評価証明書 公課証明書 資産証明書	300円～	1筆・1棟をもって1件とし、最初の1件を300円。 2件目以降1件につき100円加算。
公簿の閲覧	固定資産課税台帳	300円～	1筆・1棟をもって1件とし、最初の1件を300円。 2件目以降1件につき100円加算。
	土地・家屋地番順一覧表	300円	1冊につき
◆名寄帳・償却資産課税台帳(写し)の交付		300円	1件につき
地籍図の複写		300円	A3サイズ1枚につき
住宅用家屋証明書		1,300円	1件につき

各支所で申請できる証明等(他の証明等でも支所で申請できるものがあります。)

ご質問にお答えします。

28

市税の証明は だれでもとれるの

Q

証明書の交付申請や台帳の閲覧などはだれでも申請できるのでしょうか。

A

証明窓口で扱っている市税に関する証明や固定資産課税台帳の閲覧などは個人情報を含んでおり、慎重に取り扱う必要があることから、申請できるのは原則として次の人に限られます。

●証明などの申請のできる人

- ・本人(相続人、成年後見人を含む。)
- ・本人の委任状、代理人選任届を持参した人
- ・同一世帯の親族で本人からの依頼があったと認められる人
- ・法律で認められている人

交付申請手続きには、必ず、運転免許証・写真付きのマイナンバーカードなど官公署が発行した写真付きの証明書を持参してください。

また、委任状は委任者本人から委任を受けた内容が明確にわかる委任状をご用意ください。

※申請窓口などは「P33」参照

ご質問にお答えします。

29

市税に関する証明書の コンビニ交付について

市税Q&A

Q

税の証明はコンビニでも取れるのですか？

A

「課税(所得)証明書」と「納税証明書(市県民税)」は、マイナンバーカードを使って、コンビニでもお取りいただけます。

<利用できる方>

静岡市で課税されており、その後も継続して静岡市に住民票がある方。

※市県民税の申告をしていない方は、事前に市民税課又は清水市税事務所での申告が必要です。申告がない場合、コンビニでの発行はできません。

詳しくは、静岡市HP(証明書コンビニ交付サービスのご案内)をご確認ください。

静岡市HP▶



ご質問にお答えします。

BO

年度途中でも口座振替の 申込みができるの

Q

市税の納付方法を口座振替にしたいのですが、年度の途中からでも切替えできるのでしょうか。

A

口座振替は、いつからでも申し込むことができます。また一度手続きすれば翌年度以降も継続されますので大変便利です。ぜひお申し込みください。

※納税義務者が変わった場合(固定資産税において共有者の構成が変わった場合等を含む)は、口座振替は継続されません。(「P39」参照)

●申込み方法

・Web申込み

納税通知書、預貯金通帳をご用意の上、静岡市HP(Web口座振替受付サービス)よりお申し込みください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5947/1001.html>



・金融機関窓口での申込み

納税通知書、預貯金通帳、金融機関届出印をご持参の上、下記のいずれかの方法でお申し込みください。

【ゆうちょ銀行】

・市内の方

ゆうちょ銀行備え付けの「静岡市自動払込利用申込書」でお申し込みください。

・市外の方

ゆうちょ銀行備え付けの「自動払込受付通知書」でお申し込みいただくか、「静岡市自動払込利用申込書」を納税課から郵送で取り寄せお申し込みください。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

・市内の方

納税通知書とじ込みの「口座振替納付依頼書・届出書」又は金融機関備え付けの「静岡市口座振替納付依頼書」でお申し込みください。

・市外の方

納税通知書とじ込みの「口座振替納付依頼書・届出書」でお申し込みいただけ、「静岡市口座振替納付依頼書」を納税課から郵送で取り寄せてお申し込みください。

●口座振替できる税目

市民税・県民税(普通徴収)

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)

固定資産税(償却資産)

軽自動車税種別割

●口座振替できる金融機関

・Webまたは金融機関窓口での申込み

静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静清信用金庫、しづおか焼津信用金庫、静岡中央銀行、名古屋銀行、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合、ゆうちょ銀行

・金融機関窓口申込みのみ

三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、あいち銀行、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、静岡県労働金庫、東日本信用漁業協同組合連合会(申込及び振替が可能な口座は、静岡県内の支店に限る。)

※金融機関によってはお取り扱いできない支店がありますので、

詳しくは直接金融機関へご確認ください。

●振替開始時期(金融機関窓口で申込みの場合)

申込締切日	軽自動車税種別割	固定資産税 都市計画税	市民税 県民税
4月末日	翌年度定期 (5月末日)	2期 (7月末日)	1期 (6月末日)
5月末日			2期 (8月末日)
6月末日			
7月末日			3期 (10月末日)
8月末日			
9月末日			4期 (1月末日)
10月末日			
11月末日		4期 (2月末日)	
12月末日			
1月末日		翌年度1期 (4月末日)	翌年度1期 (6月末日)
2月末日	翌々年度定期 (5月末日)	翌年度2期 (7月末日)	
3月末日			

※()内の日が納期限です。ただし、納期限の日が非営業日の場合は、翌営業日となります。

※Web申込みの場合の振替開始時期は、静岡市HPをご確認ください。

●振替日

各納期限

※再振替は行っていません。口座振替ができなかった場合には、納期限よりおおむね7日後に「市税納付のお知らせ」を送付します。納付書が付いていますので、そのはがきで納めることができます。

●軽自動車税種別割納税証明書

振替日から約1週間後に納税証明書(車検用)をお送りします。

なお、軽JNKSの運用が開始されたため、令和8年度以降は軽自動車税種別割納税証明書の送付を廃止いたします。

※軽JNKSについては「P31」参照